



平成28年4月28日

各 位

会社名 株式会社 杉村倉庫
代表者名 取締役社長 柴山恒晴
(コード番号: 9307 東証2部)
問合せ先 取締役経営企画部長 佐伯祐三
(TEL 06-6571-1221)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成28年6月29日開催予定の当社第153回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社の子会社である杉村運輸株式会社（以下、「子会社」という）においても、子会社の取締役に対して、取締役報酬の一部として当社の新株予約権を発行することに関する議案を平成28年6月29日開催予定の子会社の定時株主総会に付議することになっております。

株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権は次のとおりです。

記

1. 新株予約権を発行する目的及びその概要

当社及び子会社の取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役報酬等の枠内の報酬として、一定の上限額を設け、株式1株当たりの行使価格を1円とする株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

なお、当社及び子会社の取締役の報酬等については、当該報酬額の上限を月額から年額に変更することを平成28年6月29日開催予定の定時株主総会に付議します。

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）及び子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、当社の年額2,800万円及び子会社の年額1,200万円を、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算定した新株予約権1個当たりの公正価額をもって、各々除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）の合計を限度とします。（ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額を基に決定する。ただし、当社は当社の新株予約権の割当を受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する。子会社は子会社の新株予約権の割当を受ける者に対し新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬の支払債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、子会社の取締役が当社に対して有する金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する。よって有利発行には該当しません。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与個数に対する株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から3年経過した日を行使開始日とし、その後5年間を行使可能とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、認めない。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。

③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の内容及び細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によるものとする。

注) 平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、定款の一部変更が承認可決され、監査等委員会設置会社に移行した場合は、監査等委員である取締役は上記新株予約権の対象外となります。

以上